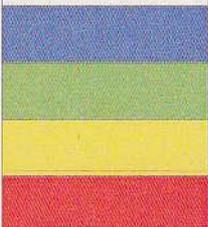


振動規制地域図



区分	特定工場等において発生する振動について規制する区域			特定建設作業に伴って発生する振動について規制する区域	
	区域	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)	区域	規制基準(作業可能時間)
	第1種区域	60デシベル	55デシベル	第1号区域	75デシベル(7時～19時)
	第2種区域	65デシベル	60デシベル	第2号区域	75デシベル(6時～22時)

(注) 基準値は特定工場等において発生する振動の特定工場等の敷地の境界線における大きさ